

「豊橋市総合福祉センター」に係る指定管理者候補者の選定について

1. 施設の名称

豊橋市総合福祉センター

2. 指定管理者候補者

- (1) 団体名：社会福祉法人豊橋市社会福祉協議会
- (2) 代表者：会長 加藤 三男
- (3) 所在地：豊橋市前畑町1 1 5 番地

3. 非公募の理由

本施設は、社会福祉の総合的な振興と増進を図るために設置されたもので、指定管理者候補者である社会福祉法人豊橋市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的に活動している団体であり、専門性、公益性、継続性などの観点と、効率的で効果的な運営管理が可能である点から、公募によらず、同法人を指定管理者の選定対象としました。

4. 選定の理由

指定管理者指定申請書の提出を受け、その内容を審査したところ、以下に示すとおり、施設の設置目的に沿った適切な運営管理に資するものとして認められました。

(1) 管理運営の基本方針について

市民による主体的な地域福祉活動を展開する上での総合拠点として施設を位置づけ、市の施策や施設の設置目的を理解した方針となっている。

(2) 管理運営に関する具体的事項について

介護予防教室や健康教室の事業の実施など10の自主事業を提案していることに加え、福祉センターが有する機能と社会福祉協議会に所属するボランティアコーディネーターやコミュニティーソーシャルワーカーによる専門的な支援等が有機的に連携することで、地域福祉の増進が見込まれる。

(3) 団体の実績及び能力について

指定管理者として本施設を適切に管理運営してきた実績を有し、市内に類似施設の管理実績があることから、今後も効率的な事業運営が見込まれる。

5. 選定委員会

区分	氏名	備考
委員長	辻村 尚子	社会福祉（豊橋創造大学准教授）
委員	水野 利男	地域福祉（豊橋市民生委員児童委員協議会元常任理事）
委員	荻野 義昭	障害福祉（愛知県肢体不自由児者父母の会連合会会長）
委員	杉浦 健滋	経理・財務（東海税理士会豊橋支部理事）
委員	佐藤 隆	内部（福祉政策課長）

6. 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

※令和5年12月市議会での審議、議決を経て指定管理者に指定されます。

7. 選定の経過

仕様書の送付	令和5年 9月20日
質問締切	令和5年 9月29日
質問回答	令和5年10月 4日
申請書類の提出期限	令和5年10月13日
指定管理者候補者選定委員会の開催	令和5年11月 6日

問合せ先
豊橋市福祉部福祉政策課
電話 0532(51)2343